

第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）の策定

1. 背景と目的

本県では、ほぼ全域でツキノワグマの生息分布がみられており、2002（平成14）年度より、特定鳥獣保護管理計画を策定し、科学的かつ計画的な保護管理として、ツキノワグマと人との緊張感のある共存関係を再構築し、「ツキノワグマの個体群の長期にわたる安定的維持」並びに「人身被害の回避及び農林業被害の軽減」を図ることを目的として以下のような体系で実施している。

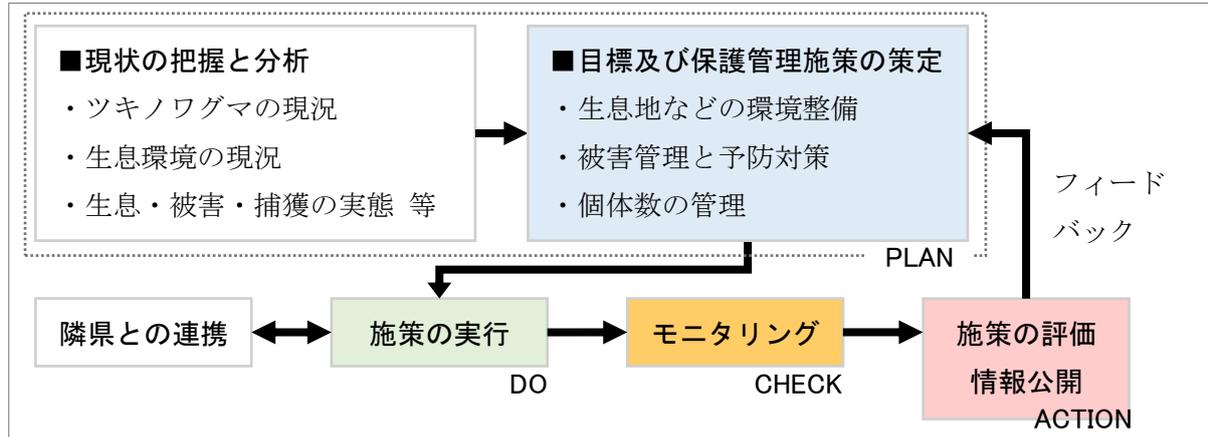


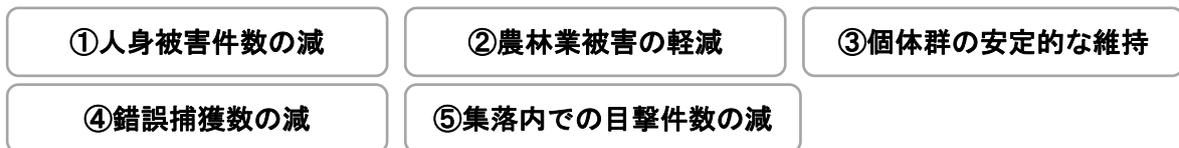
図1 保護管理計画の体系（第4期計画14ページより（一部改変））

2. 現状及び目標

ツキノワグマの推定生息数は増加傾向にある一方で、農林業被害については、減少傾向もしくは横ばいの状況となっている（図3・4）。

しかし、特に里地における目撃件数や人身事故件数は、大量出没年（2006・2010・2014年）ほどではないものの、近年やや増加傾向にあり、捕獲数についても、この数年は上限数を上回る状況が続いている。また、ニホンジカの捕獲強化に伴って、錯誤捕獲も増加傾向である（図5～8）。

そのため、第5期目となる本計画では、以下5つの目標を掲げ、「生息地と人里の環境整備」や「被害管理と予防対策」、「個体数の管理」に総合的に取り組む。



3. 第5期計画における新たな取り組み

本計画では、上記目標の達成のため、健全な個体群の形成や里グマ化の解消に向け、以下に示した新たな取り組みを行う。

(1) 地域区分を用いた具体的方針の整理

地域内を人の利活用状況に応じておおまかに4つに区分し、各区分における具体的な管理方針や対策方法、捕獲の許可方針について整理した（本編16ページ図16を参照）。

■成果を期待する目標：①・②・③・⑤

【地域区分の考え方】

- 主要生息地：ツキノワグマが主に採餌・繁殖等の生息活動を行う地域。
- 緩衝地域：ツキノワグマと人との活動が重複し、ツキノワグマが人に警戒しながら活動する地域。
- 防除地域：農業等の人の活動が盛んな地域。
- 排除地域：人が日常的に活動する地域。

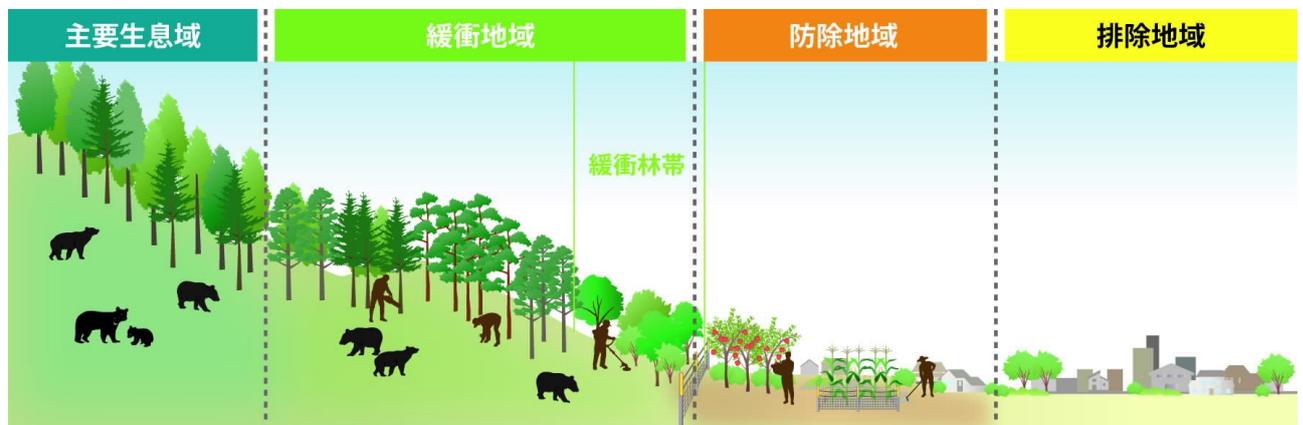
表 1 地域区分の考え方

地域区分	場所及び人間の 利活用状況	管理方針	対策方法例	許可捕獲※	
				県	市町村
主要 生息地	・奥山、森林域 (登山、狩猟等で利用)	・森林環境の保全	・開発行為の規制 ・鳥獣保護区の設定	△	×
緩衝地域	・里山林 (山菜・茸狩り、林業、 狩猟等に利用)	・里山林の活用促進 (緩衝帯機能の向上)	・除間伐や刈り払いに よる林内の見通し 確保	○	×
防除地域	・山麓から市街地 までの農地等 (農業等に利用)	・侵入防止 ・滞在場所の削減	・誘引物の除去、管理 ・河川沿いの下草刈り、 防除柵等の設置 ・雑木林、耕作放棄地、 廃墟等の管理	○	△
排除地域	・人家密集地 (居住地として利用)			—	○

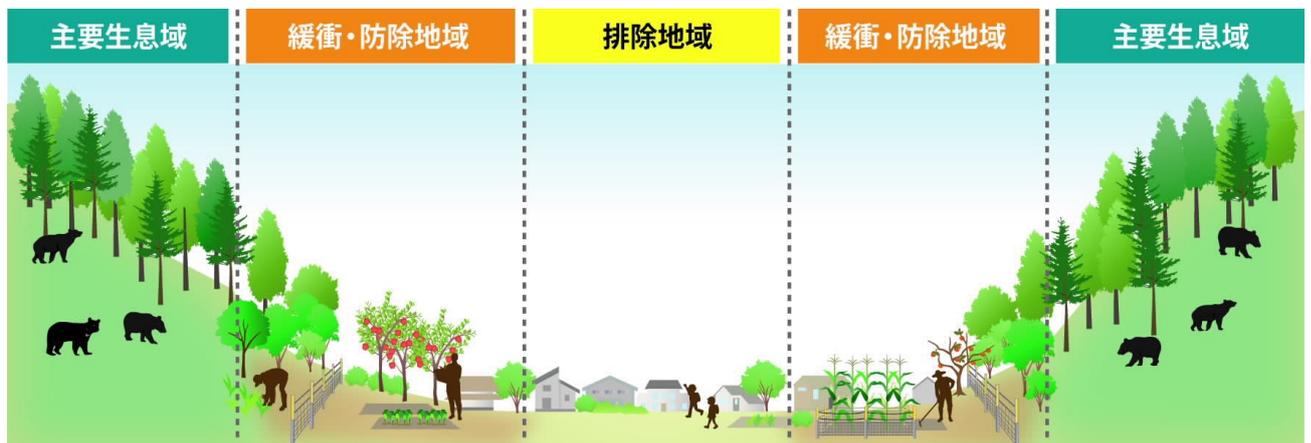
※許可内容の詳細については、本編 24 ページを参照

[地域区分のイメージ図]

①山麓部から市街地まで距離がある地域



②山間・山麓部の地域



(2) 緊張感のある共存関係構築のための個体数管理

ツキノワグマが狩猟者に追いかけることで、人（さらには人里）を忌避することにつながると考えられるため、捕獲については狩猟に重点を置き、捕獲数のカウントは狩猟期の初日（11月15日）を起点とし、狩猟による捕獲数を踏まえ、捕獲上限数を決定することとする。さらに、春季捕獲についても、これまでは豪雪地帯のみとしていたが、全県での実施を可能とする（ただし、従来通り、地域の保護管理に関する計画の策定や実施後の評価体制の構築を行うことができる地域に限る）。

なお、許可捕獲数については、年度ごとに、狩猟による捕獲数を踏まえてクマ部会にて上限数を検討・設定する（捕獲上限数については、環境省に基準を踏まえ、平常年は地域個体群ごとに最大 5%、出没年は最大 10%の範囲で想定するが、状況に応じて適宜調整する）。

また、市町村許可による捕獲（人身被害等の可能性が高い場合等の緊急的措置）については、実施後速やかに県に報告の上、クマ対策員等による現地調査を実施することとし、今後の対策に結び付ける。

■ 成果を期待する目標：

- ①・③・④・⑤

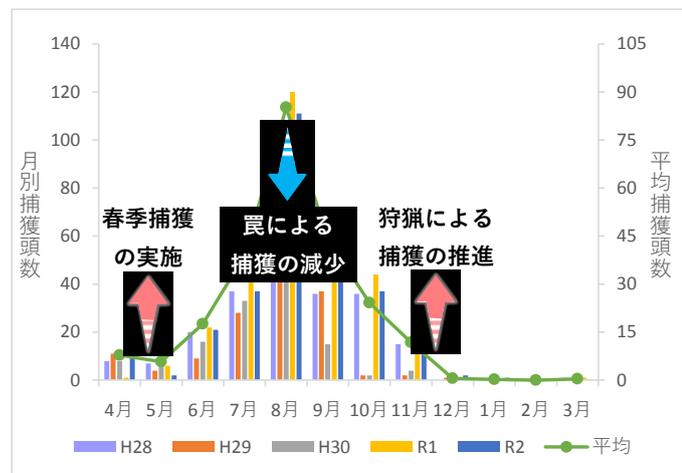


図2 現在の捕獲状況と取り組みによる効果 (イメージ)

4. モニタリングの実施と地域や対策へのフィードバック

各種施策を実行しつつ、目撃情報や捕獲数、農林業被害の状況、県の研究機関で行う各種調査・解析結果等を細やかにモニタリングし、地域への説明や対策方針へ反映する。特に里地での目撃数や人里近くでの捕獲数は、情報の即時性が他の指標に比べて高く、第5期計画で目指す健全な個体群の形成、里グマ化の解消に対する、ツキノワグマの生息状況の指標になることも期待されるため、積極的な情報収集を行い、状況に応じた対策を実施することとする。

■ 推定生息数

令和 2 年度に実施した木曽地域におけるヘアトラップ調査により算出した密度推定結果より、県内の推定個体数は 7,269 頭（中央値）となり、過年度と比べて増加傾向であった。

なお、個体数の推定に係る調査方法及び算出方法は、第 1 期計画策定時から異なるものの、本計画では、第 4 期計画同様に、木曽地域におけるヘアトラップ調査の結果に基づいて、空間明示型標識再捕獲法により推定生息数を算出した。

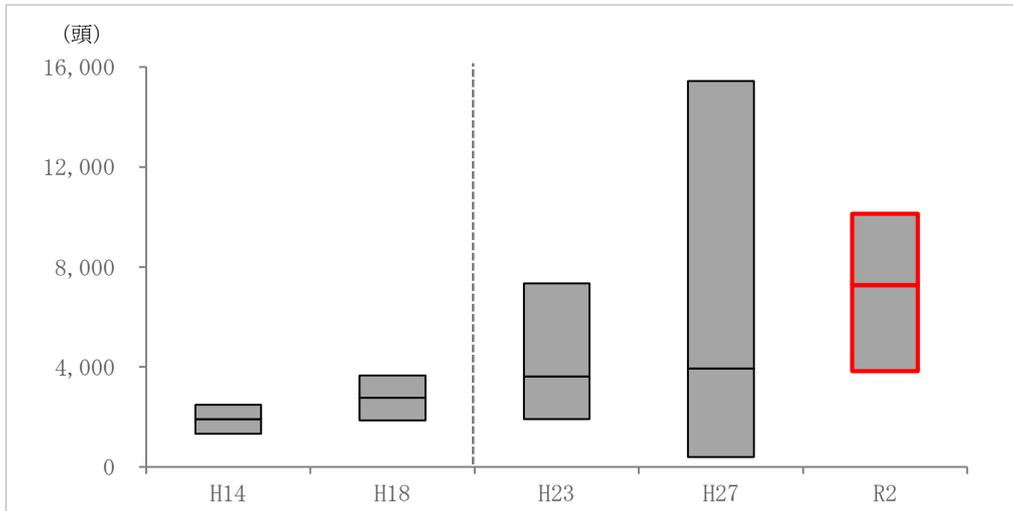


図 3 推定生息数の推移（第 1 期～第 5 期）

※平成 18 年度までと平成 23 年度からは推定方法が異なる

■ 農林業被害額の推移

電気柵の設置等の防除対策や誘引物の排除などの環境整備対策が行われた結果、農業被害は減少傾向である。林業被害については被害の把握や対策の難しさもあり、全体の被害額は横ばいからやや増加しており、地域によっては被害が急増している状況である。

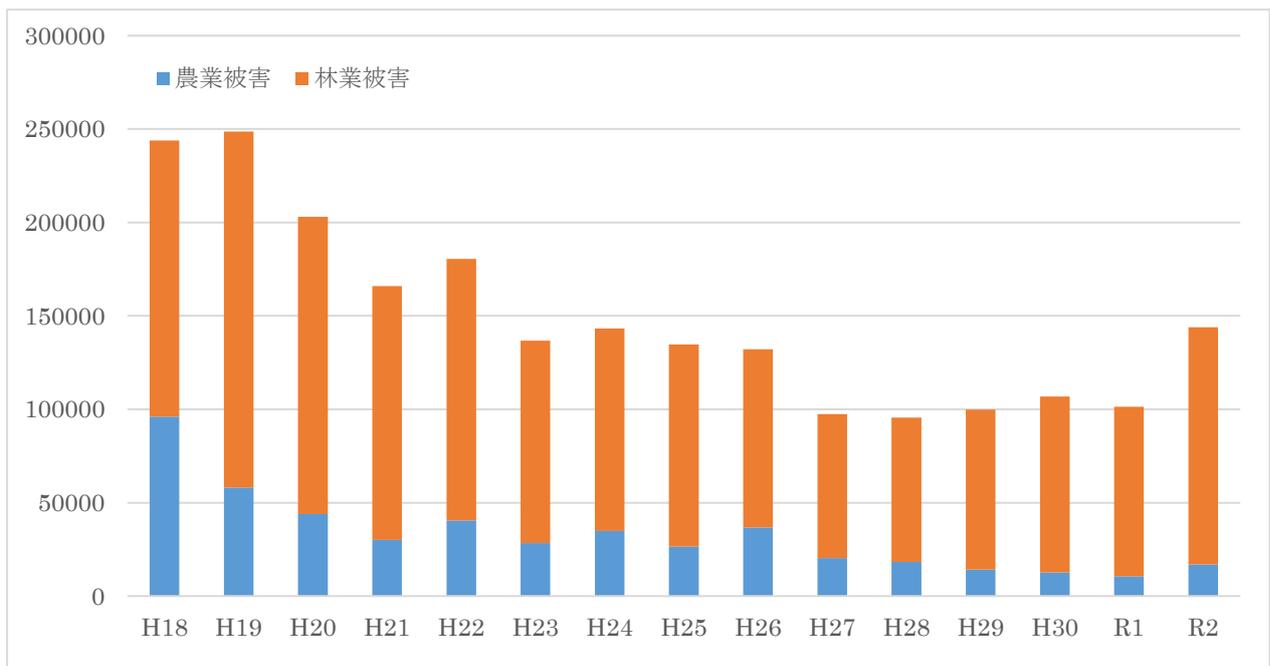


図 4 ツキノワグマによる農林業被害額の推移

■目撃件数及び人身被害件数

県内では、平成 18 年の大量出沒以降、平成 22・26 年に大量出沒が発生した。平成 26 年以降大量出沒となった年は無いが、目撃数については近年やや増加傾向がみられ、特に里地内が増加している。

また、人身被害件数も、令和 1・2 年は里地内で多く、平成 18 年～令和 2 年の結果を集計すると、約 43%が集落内で発生している。

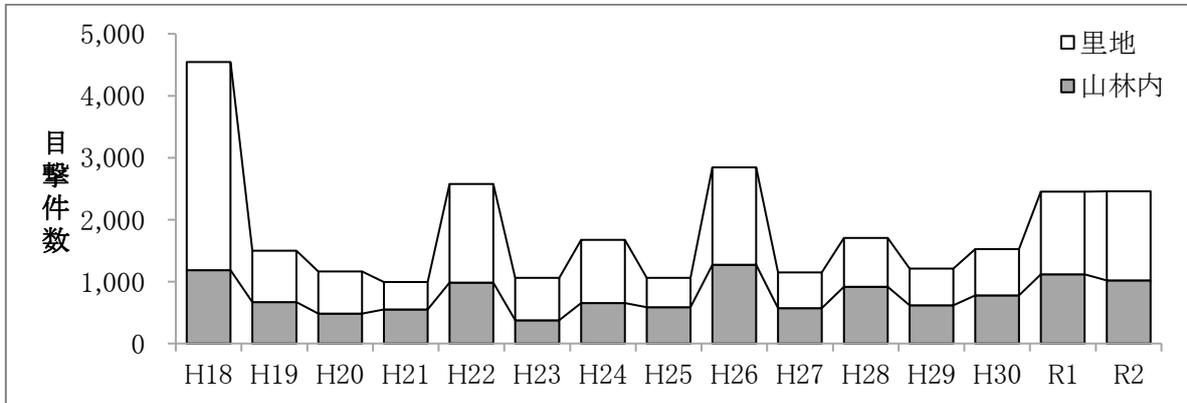


図 5 里地及び山林内における目撃件数の推移

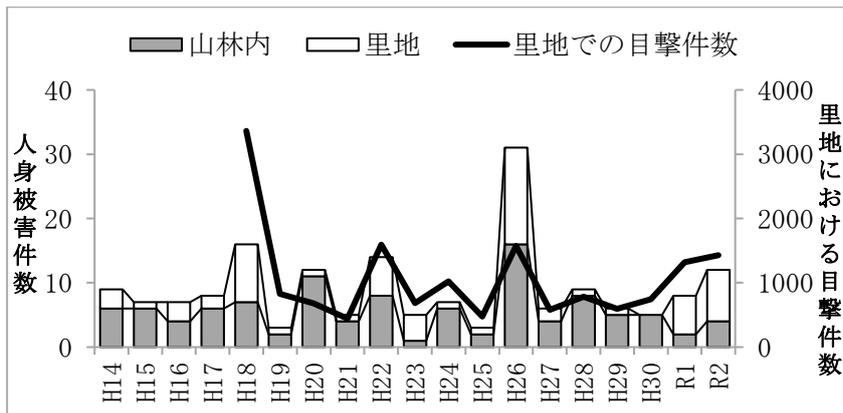


図 6 人身被害件数と里地での目撃数の推移

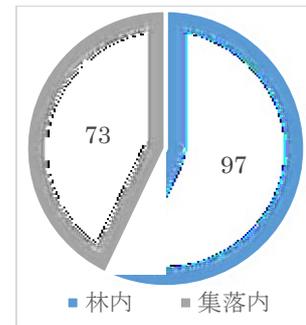


図 7 人身被害発生場所 (平成 18 年～令和 2 年)

■捕獲数

顕著な増加や減少傾向はみられないが、出沒が多い年に捕獲数、学習放獣数が増える傾向にある。また、錯誤捕獲は増加傾向となっている。

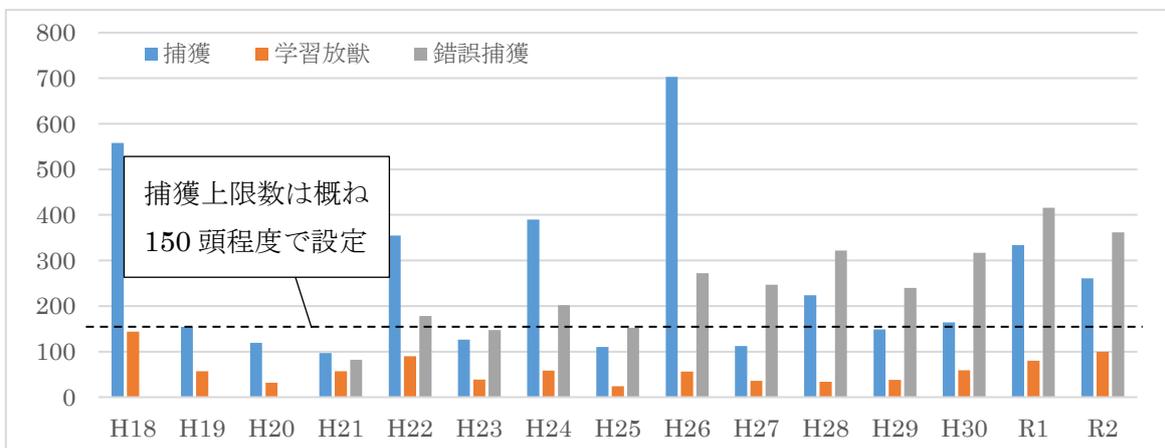


図 8 人身人被害件数と里地での目撃数の推移